

地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準

項	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg / l 以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K 0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K 0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K 0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg / l 以下	規格K 0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg / l 以下	規格K 0102の65.2に定める方法
砒素	0.01mg / l 以下	規格K 0102の61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg / l 以下	昭和46年12月に環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg / l 以下	規格K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg / l 以下	規格K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 2 -ジクロロエタン	0.004mg / l 以下	規格K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1又は 5.3.2に定める方法
1, 1 -ジクロロエチレン	0.02mg / l 以下	規格K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法
シス-1, 2 -ジクロロエチレン	0.04mg / l 以下	規格K 0125の 5.1、 5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1 -トリクロロエタン	1mg / l 以下	規格K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 1, 2 -トリクロロエタン	0.006mg / l 以下	規格K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg / l 以下	規格K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg / l 以下	規格K 0125の 5.1、 5.2、 5.3.1、 5.4.1又は 5.5に定める方法
1, 3 -ジクロロプロペン	0.002mg / l 以下	規格K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg / l 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg / l 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg / l 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg / l 以下	規格K 0125の 5.1、 5.2又は 5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg / l 以下	規格K 0102の67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / l 以下	硝酸性窒素にあつては規格K 0102の43.2.1、 43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K 0102の43.1に定める方法

ふっ素	0.8mg / l 以下	規格 K 0102の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg / l 以下	規格 K 0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K 0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>		